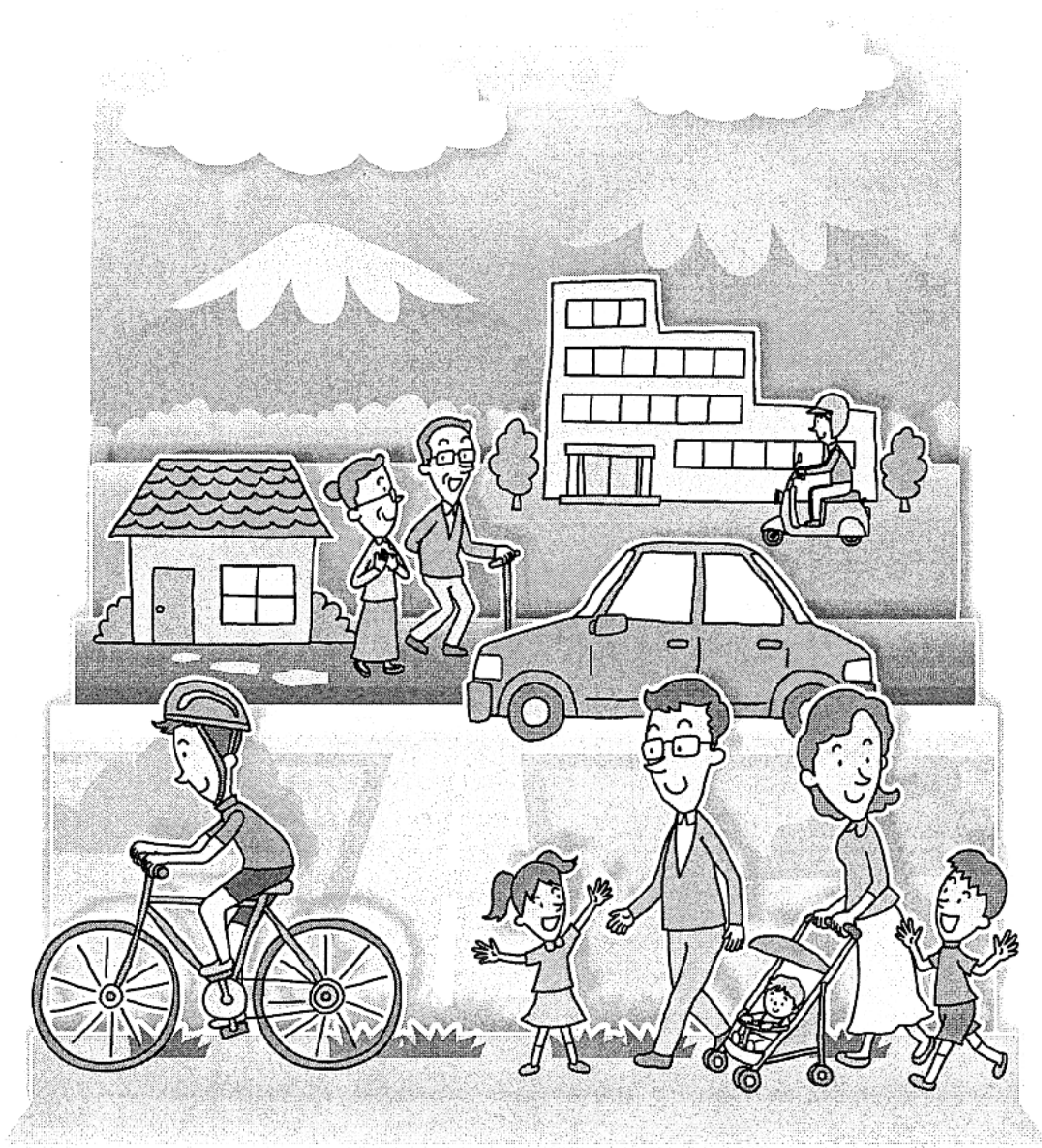


SONPO

FACT BOOK

ファクトブック 2015

日本の損害保険



海外旅行保険

- 海外旅行保険は、被保険者が海外旅行を目的として住居を出発してから帰着するまでの間（以下「旅行行程中」）に被る可能性のある各種の危険（リスク）を補償する保険です。各種の危険（リスク）を総合的に補償する商品のほか、最近では必

要な補償だけを選んで契約する、いわゆるバラ売りの商品も用意されています。

- 海外旅行保険の主な補償内容は次のとおりです（総合的に補償するタイプの場合）。

傷害治療費用	旅行行程中でのケガの治療費用を補償
疾病治療費用	旅行行程中での病気の治療費用を補償
傷害死亡	旅行行程中でのケガで死亡した場合に補償
傷害後遺障害	旅行行程中でのケガによって後遺障害を負った場合に補償
疾病死亡	旅行行程中での病気で死亡した場合に補償
賠償責任	旅行行程中に誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊して法律上の賠償責任を負った場合の損害を補償
携行品損害	旅行行程中に「被保険者が所有かつ携行する身の回り品」が盗難にあたり壊れた場合の損害を補償
救援者費用	海外旅行先でケガや病気で入院して家族が現地に駆けつけた場合の費用を補償
航空機寄託手荷物遅延費用	手荷物の到着が遅れて身の回り品を購入した場合の費用を補償
航空機遅延費用	航空機が遅れて宿泊代・食事代などを別途自己負担した場合の費用を補償
偶然事故対応費用	旅行行程中の予期せぬ偶然な事故で被保険者が負担を余儀なくされた費用（交通費、宿泊代、食事代、通信費など）を補償

（参考）「被保険者」… 保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。保険契約者と同一の人であることもあり、別人であることもあります。

個人賠償責任保険

- 日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、損害賠償金や弁護士費用などを負担した場合の損害を補償する保険です。本人とその家族（同居の親族、別居の未婚の子）が補償対象となります。

- 火災保険や傷害保険、自動車保険などの特約として契約する場合が一般的です。

1. 自転車で走行中に歩行者とぶつかりケガを負わせた。
2. 買い物中に陳列商品を落とし破損させた。
3. 飼い犬が他人を噛んでケガをさせた。
4. 子供が駐車場に停めてあった他人の車をキズつけた。
5. ベランダの鉢植えが落下して歩行者の頭にあたり死亡させた。

自転車事故への備え

近年、数千万円以上にのぼる高額な損害賠償を命じる判決が相次いでいることから、自転車事故に対する社会的な関心も高まっています。最近では条例によって自転車事故による損害賠償に備える保険の加入を義務付けたり、努力義務としたりする動きも広がっていますが、賠償責任を負ってしまうことに備えるためには「個人賠償責任保険」が必要になります。また、事故による自身のケガに備えるには「傷害保険」が必要になります。自転車を利用する際には、このようなリスクを認識して、必要に応じて保険への加入を検討することも重要です。

<自転車事故に備える保険>

	備える保険		
	生命・からだ	財産	生命・からだ
個人賠償責任保険	○	○	×
傷害保険	×	×	○

あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。

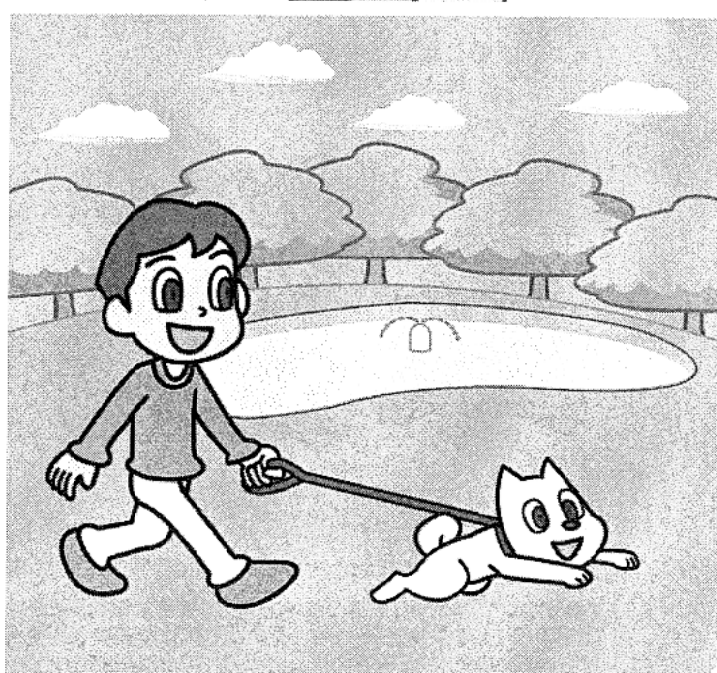
MS&AD INSURANCE GROUP

日常生活におけるさまざまな賠償リスクに備えたい方に。

個人賠償責任保険

平成28年4月以降保険始期用

個人賠償責任保険



●保険金をお支払いする主な場合●

日本国内において、被保険者(補償の対象となる方)^{※1}が次の事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- (1) 住宅^{※2}の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- (2) 被保険者^{※1}の日常生活に起因する偶然な事故

※1 被保険者の範囲は次のとおりです。

①記名被保険者(保険申込書、明細書、加入申込票の被保険者欄に記載の本人)

②記名被保険者の配偶者

③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族(注1)

④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子(注2)

⑤上記①から④のいずれかの方が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族

(注1)記名被保険者または配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注2)これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*記名被保険者またはその配偶者とこれらの方以外の方と同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故が発生した時におけるものをいいます。

※2 記名被保険者の居住の用に供される住宅(別荘等、一時的に居住の用に供される住宅を含みます)をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。

<保険金をお支払いする主な具体例>

- 飼い犬が近所の子供に咬みついた。



- マンションで水漏れを起こし階下のお宅の家具を汚した。



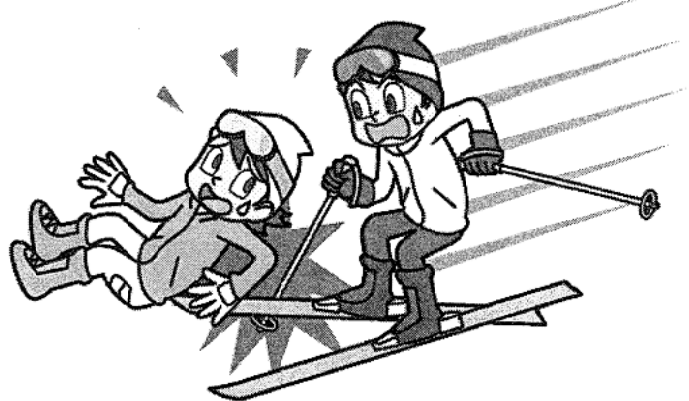
- 自転車に乗っていて通行人にぶつかりケガをさせた。



- 公園で遊んでいて誤って他人にケガをさせた。



- スキーをしていて他人にぶつかりケガをさせた。



このような毎日の生活の中で起きた事故により、相手方の治療費や修理費等を支払わなければならない場合、賠償金等を補償します。

(注1) この保険は、ご本人やご家族の方が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いする保険です。

上記事例でも事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。

(注2) 被害者側に過失がある場合などは、過失相殺などにより被害者側の損害額に比し、保険金が少なかったり、まったくお支払いできないことがあります。

●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額●

【お支払いの対象となる損害の範囲】

①損害賠償金

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

②損害防止費用

事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

③権利保全行使費用

事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

④緊急措置費用

事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用

⑤協力費用

当社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用

⑥争訟費用

損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

【お支払いする保険金の額】

1事故につきお支払いする保険金の額は、次のとおりです。

■上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額が限度となります。

保険金の額	＝	①損害賠償金	＋	②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用	－	基本契約の 免責金額 (自己負担額)
-------	---	--------	---	---------------------------------	---	--------------------------

■上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の①の額に対する割合を乗じてお支払いします。

【複数のご契約があるお客さまへ】

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご契約ください。
※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)による被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

●保険金をお支払いできない主な場合●

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの方が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 被保険者の使用人(被保険者が家事使用人として使用する方を除きます)が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任
- 排水または排気(煙を含みます)に起因する損害賠償責任(不測かつ突発的な事故によるものを除きます)
- 原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任(医学的、科学的もしくは産業的利用に供されるラジオアイソトープ(ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません)の原子核反応または原子核の崩壊等によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法令違反がなかった場合を除きます)
- 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合はその部分を含みます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- 航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力のものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます)または銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- レンタル用品やゴルフ場のゴルフ・カートなど、借りたり、預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任

など

ご加入のタイプ

支払限度額(免責金額)(自己負担額)(円)	1,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円
-----------------------	---------	---------	---------	-----

上記以外の支払限度額のご設定も可能です。詳しくは、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

●お得な団体割引もございます

団体契約の場合には、被保険者の加入人数に応じて保険料が割引されます。

(注)団体契約の取扱いや、具体的な保険料につきましては代理店・扱者または当社にご照会ください。

加入人数	20名以上	50名以上	100名以上	200名以上	500名以上	1,000名以上
割引率	5%	10%	15%	20%	25%	30%

●契約概要のご説明（個人賠償責任保険）

●この保険の内容をご理解いただくための事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特別約款・特約）」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

1. 商品の仕組み

(1)商品の仕組み

個人賠償責任保険(注)は、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特別約款・特約）」をご確認ください。

(注)賠償責任保険普通保険約款(個人用)と個人特別約款により補償内容を定めています。

(2)被保険者の範囲

被保険者の範囲は、中面記載の「保険金をお支払いする主な場合」をご参照ください。

2. 基本となる補償、支払限度額の設定等

(1)保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合

保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合は、中面記載の「保険金をお支払いする主な場合」および「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特別約款・特約)」をご参照ください。

(2)支払限度額の設定

お客さまの支払限度額は保険申込書をご確認ください。

(3)セットできる特約とその概要

(別に定める保険料を払い込むことによりセットできる特約)

代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(4)保険期間および補償の開始・終了時期

① 保険期間：1年間です。また、個人賠償責任保険は1年に満たない短期契約もできます。実際に契約する保険期間は、保険申込書をご確認ください。

※個人賠償責任保険の団体契約は2年または3年の長期契約もできます。また、保険期間を1年とする包括契約もできます。

② 補償の開始：始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まります。

③ 補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

3. 保険料の決定の仕組み等

① 保険料は、支払限度額、保険期間等により決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。

② この保険の最低保険料は1保険契約につき、1,000円となります。また、包括契約で契約時に暫定保険料を領収するご契約は、解約時、ご契約内容の変更時、確定精算時において、最低保険料を適用します。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、代理店・扱者または当社まで速やかにお申し出ください。

① ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。

② 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

③ 始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

ご契約いただくお客さまへのお願い

保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

事故時のご連絡窓口について

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター

0120-985-024(無料)

※受付時間[365日24時間]

※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人 日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)
【ナビダイヤル】

(全国共通・通話料有料)

※受付時間[平日9:15~17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]

※携帯電話からも利用できます。

※IP電話からは03-4332-5241におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/

0570-022-808

⚠️ ご注意いただきたいこと

(万一、事故が発生した場合の手続き)

・万一事故が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

・この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

(示談にあたって)

・個人賠償責任保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

賠償事故にかかわる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず当社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

(共同保険について)

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。

●このパンフレットは「個人賠償責任保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特別約款・特約)」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込むご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

●契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101(大代表)

http://www.aioinssaydowa.co.jp/

(160101) (2015年12月承認) GA15C011309